

令和7年〇月〇日

守秘義務誓約書

国土交通省中国地方整備局 局長 殿

所 存 地 〇〇〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇

代表者の氏名 〇〇〇〇（権限規程に基づく決裁者で
い）

当社は、今般、国土交通省中国地方整備局（以下「国」といいます。）から、令和7年7月23日付で公表されました「国営備北丘陵公園特定運営事業 実施方針（案）」について、官民対話に参加することを目的（以下「本目的」といいます。）として、本誓約書を提出した者にのみ開示される資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の開示を受けることを希望しますが、守秘義務対象資料の開示を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の開示を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。
- 2 当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を国に対して書面をもって誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家その他の者に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

第2条（秘密の保持）

当社は、国から開示を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。ただし、法律、命令、条例等（以下「法令等」という。）により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。

第3条（善管注意義務）

当社は、国から開示を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、国又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、国又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

国から開示を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、第7条第1項に従った守秘義務対象資料の印刷物等の破棄の前後を問わず、存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより国又は第三者（国に対して守秘義務対象資料を提供した者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（印刷物等の破棄）

- 1 受領した守秘義務対象資料の印刷物等（守秘義務対象資料の印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録を含みますがこれらに限りません。）は、破棄義務の遵守に関する報告書の提出期日までに（又は本書の違反等により国が求める場合は当該請求後速やかに）、すべて破棄することを約束します。
- 2 前項の規定にかかわらず、法令等若しくは当社の社内規定により社内決裁資料等に守秘義務対象資料の情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄することなく、当社において適切に保存することを約束します。

以上